

一般販売条項（「本条項」）

定義

「Sibelco」または「当社」とは、対象注文書を受け付ける、Sibelcoグループの法的組織体を意味します。

「対象製品」とは、対象注文書に、その明細が記載される製品を意味します。

「対象注文書」とは、対象製品の購入注文書と、対象仕様書を意味します。

「カスタマー」とは、対象注文書を発行して、Sibelcoから対象製品を購入する 法的組織体を意味します。

「対象仕様書」とは、対象注文書に記載もしくは添付される、対象製品の明細書／仕様書を意味します。

- 1). 対象製品の生産および選別には、あらゆる予防措置を講じますが、一般的な用途もしくは特定の用途に適合しないという申し立てに対して、または、それに起因する付随的損失ないしは派生的損失に対して、当社はいかなる責任も負いません。
- 2). 納入した対象製品に、その見本と比べて瑕疵があり、かつ、納入から7日以内に当社が通知を受領した場合には、当社の判断で、瑕疵のある対象製品の引渡価格を償還するか、あるいは、無料で交換をいたします。
- 3). ご希望の納入日を守るためにあらゆる合理的な努力を払いますが、就中、ストライキ、ロックアウト、輸送の途絶、海上危険、合理的な料金での輸送手段の確保ができないこと、その他の当社の支配を超える事由を含みますが、これに限定されない原因により遅延が生じる可能性もあります。
- 4). 当社は、当社の支配を超える事由に起因する納入の遅延に責任を負わず、また、上記2) 項に記載された条項による場合を除き、いかなる理由または状況であれ、納入の瑕疵の申し立てに対して、いかなる責任も負いません。
- 5). 当社のいかなる代理人または関連会社も、いかなる方法であれ、本条項に変更を加えることができません。
- 6). 対象注文書は、Sibelcoが所在する／設立された国の法律に準拠します。Sibelcoとカスタマーとの間のあらゆる取引は、国際物品売買契約に関する国際連合条約（CISG）の適用が排除されます。対象注文書に関連するいかなる紛争についても、Sibelcoの単独の選択および裁量で、カスタマーの主たる営業所、または、Sibelcoの主たる営業所に対する管轄権を有する裁判所において審理が行われるものとします。
- 7). カスタマーは、両当事者が別の期間で合意していないかぎり、Sibelcoの請求書の日付から30日以内に、当該請求書に指定される銀行口座に振り込むことで、請求書の金額を支払うものとします。
支払期日までに支払いが行われなかった場合、支払期日から請求書の金額が全額支払われるまで、0.5%の利率の利息が付されるものとします。支払期日に2回連続で請求書の金額が支払われなかった場合には、Sibelcoは、支払期日未到来の未払金額の支払いを請求する権利、および、いかなる手続き

もとらずに、かつ、損害賠償を請求するSibelcoの権利を毀損することなく、未処理の注文を取り消し、または、この処理を一時停止する権利を取得するものとします。製品の所有権は、購入価格が全額支払われるまで、Sibelcoに帰属し続けるものとします。

8). 責任の排除

a). 対象注文書または対象仕様書に明記された限度（パラメーター）までの対象製品が販売されます。明記された限度（パラメーター）内ではばらつきが生じることから、使用する前に全対象製品の試験を行い、購入者（Purchaser）の使用目的に対する適合性もしくは適応性を確認することを購入者（Purchaser）に強く推奨します。Sibelcoは、意図された使用目的に対象製品が適合しないことにより、購入者（Purchaser）にもたらされるいかなる損失についても、購入者（Purchaser）に対して責任を負いません。対象製品の供給もしくは対象注文書に起因しないしは関連した損失または損害の賠償請求（第三者の請求の結果によるものを含む）に関し、Sibelcoが負う最大限の責任は、それが契約責任（損害補償約定に基づくものを含む）、不法行為責任（過失責任を含む）、厳格責任、その他のいかなる責任に基づくものであろうと、あるいは、基本的な違反もしくは故意の違反に対するものであろうと、（その請求の申し立てがどのような形でなされたかにかかわらず）当該の損失または損害の賠償請求の対象となる対象製品の価格を限度とするものとします。

b). 対象製品が納入後の運搬においても損傷を免れることを要請する保証、条件または約束は、明示であれ、黙示であれ、ありません。

c). 対象製品もしくはその一部が、所定の限度（パラメーター）に適合せず、または、上記a)項にあるように、意図された使用目的に適合しない場合、Sibelcoは、自らの選択で、本販売条項に従い当該対象製品の交換もしくは再供給を行うか、あるいは、対象製品の価格のうち、見合った金額を購入者（Purchaser）に返金するものとします。対象製品が本項に基づき交換もしくは再供給される場合、当該対象製品にかかわるSibelcoの責任は、試験の実施および交換に必要な費用に限定されます。本条項に記載されている場合を除き、Sibelcoは、本条項に基づき供給された対象製品が契約の定めに従っていないために、購入者（Purchaser）にもたらされ、あるいは、これが被った財産損害ないしは派生的損失に対して、いかなる責任も負いません。

9). Sibelcoの書面による事前の同意がなければ、カスタマーの購入条件または本条項の変更には効力がないものとします。対象注文書が受け付けられた場合は、カスタマーは、自らの購入条件もしくは調達条件が、対象注文書に適用されないことに明確に合意し、同意するものです。カスタマーとSibelcoとの間の売買はすべて、対象注文書の条項および本条項に排他的に準拠するものとします。

対象注文書を変更する場合は、カスタマーとSibelcoの書面による承諾が必要となります。

対象注文書と本条件との間に相違がある範囲においては、対象注文書が優先するものとします。